

令和3年4月30日

金融庁総合政策局リスク分析総括課健全性基準室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）におけるオペレーショナル・リスクに係る告示の一部改正（案）」に対する意見

令和3年3月31日（水）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 自己資本比率規制(第1の柱)におけるオペレーショナル・リスクに係る告示の一部改正(案)への意見

項番	種別(新旧対照表等)・条文番号等	該当箇所	意見	理由等
1	銀行告示案(以下同様) 第306条第1項1号	直近十年間の内部損失データのうち、二百万円を超える全てのネット損失	バーゼル国際合意文書では、バケット2以上の金融機関について当局裁量で金額基準を10万ユーロ相当とすることを許容する趣旨であったが、本邦において裁量適用を行わないとの最終判断について背景を確認したい。	一定規模の金融機関であれば、影響が小さい損失について計上対象とする意義が薄く、BCBSの裁量に関する考慮は合理的と考えている。
2	第310条第1項第1号へ	へ 回収額(オペレーショナル・リスク損失に関連して、当該損失を填補する目的で受領した金額をいう。以下同じ。)及び回収額の会計処理日が特定されていること。	損失額と同様に、「会計処理日が特定できない場合は、少なくとも各損失事象の回収額を会計処理した事業年度が特定されている」ことで問題ないか。上記のとおりであれば、損失額同様、告示に明記いただきたい。	損失額が少なくとも事業年度の特定までで可とされているなか、回収額のみ日付の特定が求められるように解釈できるため。
3	第310条第1項第1号ル	内部損失データの包括性及び正確性を独立的に検証するためのプロセスが整備されていること。	内部損失データを検証するプロセスについて銀行により、その規模・リスクプロファイルに応じた様々な実務が存在することを踏まえ、画一的な運用とならないよう配慮願いたい。	運用に関する要望
4	第313条	1. 銀行は、内部損失データの収集および保有において、次に掲げる事項について詳細な定義を定めた手続の規程を策定するものとする。(中略) 2. 銀行は、全てのオペレーショナル・リスク損失事象について、回収額、グロスの損失及びネットの損失を特定できるように記録するものとする。(中略) 3. 銀行は、グロスの損失について、次に掲げる項目を含めるものとする。(以下略)	この条項の「銀行」は第306条第1項第1号、第2号イ、もしくは第4号に該当する銀行に限られるとの理解でよいか。	バーゼル国際合意文書のパラ17では、BIが10億ユーロを上回る銀行に損失データの使用が求められるとある。第306条第1項第2号ロまたは第3号に該当するILMを利用しない銀行などは、ILMが常に1であり、自己資本比率規制上は、包括的な内部損失データベースを備える理由が比較的乏しいため。
5	第317条第2項第5号	特殊損失が少なくとも三年の間、内部損失データベースに計上されていることを示す書類	「内部損失データベース」は必ずしもシステム化したものに限られず、第1条第92号の定義を満たすのであれば、エクセル等で管理することでも問題ないか。	確認のため

## 自己資本比率規制(第3の柱)におけるオペレーショナル・リスクに係る告示の一部改正(案)への意見

項番	種別(新旧対照表等)・条文番号等	該当箇所	意見	理由等
1	銀行告示案 第12条第4項第2号 ホ(2)、第15条第4項 第2号ホ(2) および別紙様式	別紙様式2 OR1、OR2、OR3および別紙様式4 OR1、OR2、OR3	国際統一基準行の開示においては、別紙様式第二号(第三十三面～第三十五面)・別紙様式第四号(第二十六面～第二十八面)が示された一方、国内基準行の開示には同様の様式は定められていないが、国内基準行も国際統一基準行と同等のオペレーショナル・リスクの開示を求められるか。	確認のため